

既存条例の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和7年2月12日

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 酒 井 隆 明

## 兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第7号

### 既存条例の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例

(兵庫県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 兵庫県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例(平成19年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第11号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「印」を削る。

(兵庫県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第2条 兵庫県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例(平成19年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「職員の配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」を加え、「親族」を「親族等」に改める。

第3条第3項中「場合には」を「ときは」に改め、同条第4項中「補助するため」の次に「、証人、鑑定人、参考人又は通訳等として」を加える。

(兵庫県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第3条 兵庫県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(平成19年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第15号)の一部を次のように改正する。

第15条第2号中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

(兵庫県後期高齢者医療広域連合の機関に出頭する者等の実費弁償に関する条例の一部改正)

第4条 兵庫県後期高齢者医療広域連合の機関に出頭する者等の実費弁償に関する条例(平成19年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「法第100条第1項」を「第100条第1項後段」に改め、同条第3号中「法第109条の2第5項又は第110条第5項において準用する法第109条第5項」を「法第115条の2第1項(法第109条第5項において準用する場合を含む。)」に、「利害関係者」を「、利害関係者」に改め、「学識経験者等として」の次に「公聴会に」を加え、同条第4号中「法第109条の2第5項又は第110条第5項において準用する法第109条第6項」を「法第115条の2第2項(法第109条第5項において準用

する場合を含む。)に改め、「規定により」の次に「、議会又は委員会に」を加え、同条に次の1号を加える。

(6) 前各号に掲げるものを除くほか、広域連合の機関の要請により出頭した場合。ただし、直接利害関係のある者は除く。

(兵庫県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部改正)

第5条 兵庫県後期高齢者医療広域連合行政手続条例(平成19年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号及び第4条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第13条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同項第1号イ中「はく奪」を「剥奪」に改め、同条第2項第5号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第14条第1項及び第2項、第15条第1項及び第3項、第22条第3項並びに第28条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

(兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正)

第6条 兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開条例(平成19年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第18号)の一部を次のように改正する。

第13条中「すべて」を「全て」に改め、同条第1号中「本条」を「この条」に改める。

(兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療給付費準備基金条例の一部改正)

第7条 兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療給付費準備基金条例(平成22年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「かかる」を「係る」に改める。

(兵庫県後期高齢者医療広域連合行政不服審査法施行条例の一部改正)

第8条 兵庫県後期高齢者医療広域連合行政不服審査法施行条例(平成28年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第11号)の一部を次のように改正する。

第4条中「第3条第1項第1号及び第2号」を「第3条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号」に改める。

第8条第4項を第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 委員は、自己の利害に係る議事に加わることができない。

別表を次のように改める。

別表(第2条、第10条関係)

公文書の種類	写しの作成の方法	負担すべき手数料の額		
1 文書、図画 又は写真	複写機により複写したもの(日本産業規格A列3番までの大きさの用紙までに限る。)	白黒	1枚につき	10円
		カラー	1枚につき	40円
2 電磁的記録	用紙に出力したもの(日本産業規格A列3番までの大きさの用紙までに限る。)	白黒	1枚につき	10円
		カラー	1枚につき	40円

	光ディスク(直径が120ミリメートルであるものに限る。)に複写したもの	1枚につき 100円
--	-------------------------------------	------------

備考

- 1 用紙の両面に印刷された文書、図画等については、片面を1枚として算定する。
- 2 この表の区分以外のものの作成に要する手数料の額は、実費とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。